

～ 令和2年4月1日から使用料が変更になります ～

1. ラピア鹿島 使用料

名 称	定 員	1時間あたり使用料 (円)	全日 (円)
アイリスホール	500人	4,000	36,000
ミュージックホール	150人	2,000	18,000
コンコース	—	800	7,200
第1学習室	10人	400	3,600
第2学習室	5人	400	3,600
交流室	30人	600	5,400
講師控室	—	400	3,600
第1研修室	20人	400	3,600
第2研修室	20人	400	3,600
第1会議室	20人	400	3,600
第2会議室	32人	600	5,400
応接室	14人	400	3,600
第1和室	25人	400	3,600
第2和室	25人	400	3,600
栄養実習室	20人	1,200	10,800
談話室	16人	400	3,600
陶芸実習室	15人	400	3,600

備考

- 土曜日、日曜日及び祝日にアイリスホール又はミュージックホールを利用する場合の使用料の額は、100分の120を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料を徴収する場合の使用料の額は、使用料に、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - 入場料の最高額が3,000円未満の場合にあっては100分の150
 - 入場料の最高額が3,000円以上の場合にあっては100分の200
- 利用者が入場料を徴収しないで、商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用するときの使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 町内在住の方の利用する場合の使用料の額は、100分の50を乗じて得た額とする。
ただし、2及び3に該当する場合を除く。
- アイリスホール又はミュージックホールを練習又は準備のため利用する場合の使用料の額は100分の50を乗じて得た額とする。
- 冷房又は暖房を使用する場合の使用料は、使用した時間の使用料に100分の40を乗じて得た額を加算する。
- 許可を受けた利用時間帯を超えて利用した場合の使用料の額は、延長分の時間単価（1時間未満は1時間）とする。

2. ラピア鹿島 附帯設備等使用料

品名	単位	使用料金
舞台器具	1式	3,000
アイリスホール音響設備	1時間	3,000
アイリスホール照明設備	1時間	3,000
音響反射板	1式	5,000
ピアノ	1台	5,000
ミューズホール音響設備	1時間	1,000
ミューズホール照明設備	1時間	1,000
視聴覚機器	1式	3,000
陶芸実習室設備	1式	3,000
茶釜（電気炉及び水屋を含む）	1式	500
特殊持込電源（10kw未満）	1式	1,000
特殊持込電源（10kw以上）	1式	2,000

附帯設備等詳細

舞台器具	<p>平台、譜面台（箱馬、開き足、指揮者台及び指揮者用譜面台を含む。）ただし、平台4枚以下及び譜面台9台以下の利用は使用料の100分の50とする。</p> <p>演台、花台2台、司会台、国旗及び町旗は、使用料に含む</p>
アイリスホール音響設備	<p>操作卓、常設スピーカー、移動スピーカー、モニタースピーカー、ワイヤレスマイク、ピンマイク、マイクスタンドマイク、卓上マイクスタンド、ブームマイクスタンド他</p>
アイリスホール照明設備	<p>水平線ライト、ボーダーライト、サスペンションライトシーリングライト、フロントサイドライト、スポットライトエフェクトマシーン、フットライト、客席照明、特殊電源50A（ただし作業灯のみの使用については使用料の100分の50とする。</p>
音響反射板	<p>天板、側板2、正板</p>
ピアノ	<p>グランドピアノ、アップライトピアノ</p> <p>ただし、アップライトピアノの使用料は100分の50とする</p>
ミューズホール音響設備	<p>操作卓、常設スピーカー、ワイヤレスマイク、卓上マイクスタンド、マイク、マイクスタンド、ブームマイクスタンド移動スピーカー</p>
ミューズホール照明設備	<p>サスペンションライト、客席照明</p>
視聴覚機器	<p>プロジェクター、大型スクリーン</p>
陶芸実習室設備	<p>電気釜、電気ろくろ</p>
その他備品	<p>机、いす、移動パネル、穴有パネル、白板（黒板）</p> <p>移動用姿見、座布団、電源ドラム（備品は使用料に含む）</p>